

平成二十一年五月二十九日付け佐賀県公報第一三一五五号中訂正

佐賀県教育委員会規則第十二号（佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則）

頁	箇所	誤	正
1	左から一行目から三行目まで	佐賀県育英資金貸与条例施行規則第二条第一項の規定は、平成二十一年四月分以後の育英資金から適用する。	佐賀県育英資金貸与条例施行規則第二条第一項第一号ロ又は第二号口の規定は、同日以後に貸与の決定をする者に交付する平成二十一年度の育英資金から適用し、同日前に貸与の決定をした者に交付する育英資金については、なお従前の例による。